

# 鳥取県林道編入要領

(制定) 令和3年12月6日  
第202100221388号  
鳥取県農林水産部森林・林業振興局長

## (目的)

- 1 この要領は、鳥取県内において恒久的な利用を目的として作設された道路を民有林林道（以下「林道」）に編入するに当たり、必要な要件及び手続等について定めるものである。

## (林道への編入要件)

- 2 林道へ編入できる道路は、次の各号の全てを満たすものとする。
  - (1) 林道規程に定める規格及び構造を具備していること。

なお、旧林道規程の基準により整備した道路については、旧林道規程に定める規格及び構造を具備していること。
  - (2) 林道の管理者が県、市町村又は森林組合等のいずれかであること。
  - (3) 各事業において定められた転用制限に係る要件に該当しないこと。
  - (4) 今後、長期にわたって継続的に林業用道路として使用することが確実であること。
  - (5) 当該道路が林道以外の道路として登録されていないこと。

## (林道台帳の作成)

- 3 林道以外の道路を林道へ編入しようとする場合は、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）及び「民有林林道台帳作成の細部取扱いについて」（平成8年5月16日8-2林野庁指導部基盤整備課長通知）により林道台帳を作成するものとする。

台帳は当該林道の管理者が正本1通及び副本2通作成し、正本は当該林道の管理者において、副本は当該林道の整備区域を所管する県地方機関（西部管内の場合は日野振興センター。以下、「地方事務所等」という）及び県産材・林産振興課において各1通を保管するものとする。

なお、林道管理者が森林組合の場合は、副本は前述の関係機関に加え、当該林道をその区域に含む関係市町村においても1通を保管するものとする。

## (林道編入手続き)

- 4 林道の編入手続きは、以下のとおり行うものとする。
  - (1) 既設道路の林道編入を希望する者は、協議書（様式1）に林道台帳（案）び関係資料（林道位置図、平面見取図、平面図、縦断面図、起終点を撮影した写真、その他参考資料）を付し、当該道路が所在する地域を管轄する地方事務所等を経由して知事へ提出する。

なお、提出部数は1部とする。
  - (2) (1)による協議書の提出があった地方事務所長は、次により点検及び確認を行うものとする。
    - ア 当該道路が「林道」であることの確認
      - (ア) 当該道路の利用目的、利用期間の確認
      - (イ) 林道規程に定める自動車道の区分及び各基準並びに要件を満たしていることの確認
      - (ウ) 利用区域の範囲及び重複の確認
      - (エ) 利用区域内の森林状況の確認
      - (オ) 他道路との管理区分の確認
      - (カ) 他事業による転用制限の有無の確認
    - イ 「一定要件」の該当の有無の確認
    - ウ 林道台帳作成要領との照合
    - エ 林道台帳の主要記載事項及び数値の点検・確認
    - オ 現地確認
  - (3) (2)による点検及び確認の結果、「林道」としての要件を満たしていると判断された場合は、地方事務所長は、協議書及び林道台帳の写し1部を様式2により県産材・林産振興課長へ副申す

る。

(4) 知事は、申請のあった路線に路線番号を配番し、申請者に「林道」として登録したことを様式3により通知する。なお、森林組合等が申請者である場合は、様式4により関係市町村長にも通知するものとする。

(5) 林道管理者は、林道に編入した区間の起点及び終点に林道標柱を建てなければならない。

(林道転用（用途変更）手続き)

5 林道台帳に登載されている林道の全部又は一部についてやむを得ず用途変更をしようとする場合は、鳥取県林道事業事務取扱手続（平成8年8月1日林第246号農林水産部長通知）により、必要な手続きを行うものとする。

(林道台帳の調整)

5 林道管理者は、林道台帳の記載内容に変更が生じた場合は、「民有林林道台帳の調整について」（平成8年7月24日8-3林野庁指導部基盤整備課長通知）により、遅滞なく調整を行い、毎年6月1日までに変更した林道台帳の副本2部を当該道路が所在する地域を管轄する県地方事務所長を経由して知事に提出しなければならない。なお、森林組合が林道管理者である場合は、市町村長にも副本1部を提出するものとする。

様式1

(番号)  
年 月 日

鳥 取 県 知 事 様

(林道管理者名)

既設道路の林道編入について（協議）

下記の道路を林道として管理したいので、関係書類を添えて協議します。

記

編入道路名	林道名	幅員	延長	起点位置	終点位置	林道として 管理する理由

(添付書類)

- 1 林道台帳（案）（現況一覧表、総括表、経過表、平面見取図、平面図）
- 2 縦断面図、標準断面図
- 3 起終点を撮影した現況写真
- 4 その他参考資料

県産材・林産振興課長 様

(県地方事務所長名)

既設道路の林道編入について（副申）

下記道路の林道編入について、(林道管理者)から協議ありましたので、意見を添えて提出します。

記

1 林道に編入する道路

編入道路名	林道名	幅員	延長	起点位置	終点位置	林道として 管理する理由

2 意見

(添付書類)

協議書類の写し一式

( 番 号 )  
年 月 日

( 協 議 者 ) 様

鳥 取 県 知 事  
( 公 印 省 略 )

既設道路の林道編入について（通知）

年 月 日付（番号）で協議のあったこのことについては、林道の要件を満たしているものと認め、下表のとおり路線番号を配番しますので、林道の利用目的が果たされるよう、適切な管理をお願いします。

なお、林道台帳は正本を林道管理者において保管するとともに、副本2部（森林組合等の場合は3部）を作成し、○年○月○日までに○○地方事務所、県産材・林産振興課（、森林組合等の場合は関係市町を追記）へ提出してください。

記

林道名	林道路線番号	編入に当たっての条件	備考

※「編入に当たっての条件欄」については、特に条件を附す必要がある場合にその旨を記載すること。

(番 号)  
年 月 日

(関係市町村長) 様

鳥 取 県 知 事  
( 公 印 省 略 )

## 既設道路の林道編入について（通知）

（協議者（森林組合等））から協議のあった下記道路については、林道に編入されましたので御承知ください。

## 記

編入道路名	林道名	林道路線番号	編入に当たっての条件	備考

※「編入に当たっての条件欄」については、特に条件を附す必要がある場合にその旨を記載すること。

(添付書類)

- 1 林道台帳（案）（現況一覧表、総括表、経過表、平面見取図、平面図）
- 2 縦断面図、標準断面図
- 3 起終点を撮影した写真